

○サイバー事案対処能力検定に関する要綱

令和元年9月19日

山口生環第256号

(目的)

第1条 この要綱は、サイバー事案対処能力検定(以下「能力検定」という。)の実施について必要な事項を定め、警察職員のサイバー犯罪等への対処に必要な能力の習得を図り、戦略的な人事配置、人材育成等に資することを目的とする。

(能力検定の区分)

第2条 能力検定の区分は、初級、中級及び上級とする。

(能力検定の実施)

第3条 初級及び中級の能力検定は、山口県警察が実施する。

2 前項の能力検定は、年1回以上実施する。

3 第1項の能力検定の細目及び実施の時期、場所、方法その他必要な事項は、別に定める。

4 上級の能力検定は、警察庁が実施する。

(受検資格)

第4条 能力検定の受検資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 初級 全ての警察職員

(2) 中級 初級の資格を取得した警察職員

(3) 上級 中級の資格を取得した警察職員

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、警察本部長は、受験資格を別に定めることができる。

(受検手続)

第5条 能力検定の受検を希望する職員は、所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の規定による申し出を受けたときは、生活安全部長に申請するものとする。

3 前項の申請は、サイバー事案対処能力検定申請書(別記様式)により、行うものとする。

4 上級の能力検定の申請は、警察庁が別に定める様式によるものとする。

(合格基準)

第6条 能力検定の合格基準は、得点の合計数が満点の100分の70以上とする。

(特例合格)

第7条 別に定める要件を満たし、警察本部長が特に必要と認めた

者は、初級又は中級の資格を取得したものとみなす。

(合格者の通知)

第8条 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、所属長に対して、当該所属の能力検定の合格者を通知するものとする。

(不正行為への対応)

第9条 受検者が、受検中に不正行為を行ったときは、直ちに受検を中止させるものとする。

2 能力検定の合格者が、受検中に不正行為を行っていたことが明らかになったときは、当該合格を無効とする。

(管理)

第10条 サイバー犯罪対策課長は、合格者の状況を明らかにするため、合格者台帳を備え付けるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

(令和5年3月3日付け山口警務第157号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

サイバー事案対処能力検定申請書

年 月 日

生活安全部長 殿

所 属 長

下記の者にサイバー事案対処能力検定 を受検させたいので、申請します。

記

所 属	課・係	官職（階級）	職員番号	氏 名	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。